



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会社名 愛知時計電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 神田 廣一
(コード番号 7723 東証・名証 第一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長
杉野 和記
(TEL. 052-661-5151)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 93 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

1) 併合する株式の種類

普通株式

2) 併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	51,400,000 株
株式併合により減少する株式数	46,260,000 株
株式併合後の発行済株式総数	5,140,000 株

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

4) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株

式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,946名 (100.00%)	51,400,000株 (100.00%)
10株未満所有株主	238名 (6.03%)	332株 (0.00%)
10株以上所有株主	3,708名 (93.96%)	51,399,668株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様238名(所有株式数の合計332株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

144,000,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の14,400万株から1,440万株に減少させます。

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日に、定款第6条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数が、現行の14,400万株から1,440万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成28年6月24日開催予定の第93回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成28年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 93 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

(ご参考)

上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 28 年 9 月 28 日をもって、東京証券取引所および名古屋証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

1) 上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 6 条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

2) (補欠監査役に関する定款変更案)

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (発行可能株式総数および単元株式数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,400</u> 万株とする。 2. 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数および単元株式数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,440</u> 万株とする。 2. 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第 34 条 (選 任) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第 34 条 (選 任) 現行どおり

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条 (任 期)</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第35条 (任 期)</p> <p>現行どおり</p> <p>2. 現行どおり</p> <p><u>3. 前条2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができない。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第6条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生後、これを削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成28年6月24日開催予定の第93回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成28年5月10日
- (2) 定時株主総会決議日 平成28年6月24日 (予定)
- (3) 株式併合の効力発生日 平成28年10月1日 (予定)
- (4) 定款の一部変更の効力発生日
 - 1) 第6条 (発行可能株式総数および単元株式数)
平成28年10月1日 (予定)
 - 2) 第34条 (監査役の選任) 第35条 (監査役の任期)
平成28年6月24日 (予定)

以上

添付資料：【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般当社では、10株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。株主の立場からみるとどのようなメリットが期待できるのですか？

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております。（株式併合後の100株は、併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式は10分の1（1,000株⇒100株）となりますので、実質的には投資単位に変動は生じないこととなります。）

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後（平成28年10月1日から）		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	1,026株	1個	102株	1個	0.6株
例④	500株	0個	50株	0個	なし
例⑤	453株	0個	45株	0個	0.3株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.4株

A. 株式併合の結果、1株に満たない端数（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

従いまして、効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 配当がこれまでの10分の1しかもらえなくなるのですか？

A. ご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績や経営環境の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当の総額が変わるということはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きしなければならないのですか？

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 3. に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有する株主様（100株未満の株式をご所有の株主様）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の特別口座管理機関にお問い合わせ下さい。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A. 次のとおり予定しております。

平成28年 6月24日 定時株主総会開催日

平成28年 9月15日 株式併合公告

平成28年 9月27日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成28年 9月28日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月 1日 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または 下記特別口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせ下さい。

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

以上